

では、阪神・淡路大震災による被害により債務超過となつた法人に対するは、その法人が清算中である場合、支払い不能である場合または破産の申し立てをした場合を除き、平成九年一月十六日までの間、破産の宣告をすることができないこととするとともに、法人の理事等については破産の申し立てをする義務を負わないこととしておりま

次に最低資本金の制限に関する絶対措置の特例につきましては、平成二年の商法等の改正により、株式会社につき一千円、有限会社につき三百万円の最低資本金制度が設けられたことに伴い、改正法施行前から存在する会社について設けられた増資または組織変更のための平成八年三月三十日までの五年間の猶予期間は、阪神・淡路大震災が発生した日に大阪府及び兵庫県の区域内に登記された本店が所在していた株式会社及び有限会社について一年間延長することとしておりま

以上が、この法律案の趣旨であります。
次に、被災区分所有建物の再建等に關する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

○金子委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これ
ます。齊藤斗志二君。

七

次に、その政令で定める災害により区分所有建物の大規模な一部滅失があった場合において復旧または建てかえの決議がされないときに、各区分所有者が他の区分所有者に対して建物等の買い取りを請求することができる時期について特例を設け、これをその政令の施行の日から一年を経過した後とすることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○前田国務大臣 現在、正確には調査中でござりますが、一部、報道のとおり行き過ぎた事実が認められる状況にござります。かかる、まさに先生がお尋ねをいたしたいと思います。

この法律案は、阪神・淡路大震災による区分所有建物の被害の状況等にかんがみ、災害後の区分所有建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資するため、大規模な火災、震災その他災害によって区分所有建物の全部が滅失した場合に、その敷地の共有着等が特別の多数による決議に基づきその敷地上に建物を再建することができます等の措置を講じようとするものであります。その要点は、次のとおりであります。

まず、政令で定める大規模な災害により区分所有建物の全部が滅失した場合には、その敷地上の共有者等は、集会を開き、その政令の施行の日から三年以内に、共有持ち分等の価格の割合による議決権の五分の四以上の多数により、その敷地上に建物を再建する旨の決議をすることができることした上、その決議に基づきその再建を実現する

第二章 中国古典文学名著与现代文学名著

本日は、二つの法案について審議をいたすわけですが、その前に、最近ニュースで報道をされました入管の問題についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

大手新聞の報道によりますと、法務省においては、二つの任意団体を特別扱いすることによって人管の審査に手心を加え、または便宜を与えたのではないかというような報道がなされたわけでございます。もしこれが事実となると、大変ゆきき問題であると指摘をせざるを得ないわけですが、まず、その事実関係についてお伺いをしたいというふうに思います。

このニュースによれば、入管は、ブラッククリスチートのチェックを外国人芸能人招へい業者協会の職員に負わせていました、そういうことが報道されて

至つて私もおりますので、調査をし、その改める指示とともに、当然処分等についても考えていかなければならぬと考えております。

○齊藤(斗)委員 今司法界というのは、いろいろな事件が発生する中で、国民の目が大変厳しい状況にあつて、私どもみずから襟を正すといふこと、これを最優先になされなければならないというふうに思っています。ぜひ、私どもの法の鏡でありますところでござりますので、一段の厳しい対応で、このよくな事態が起らぬないように臨んでいただきたいというふうに思います。

関連して、次に、業者協会では、入管に提出する書類の事前点検、こういうような表現を使われておるわけであります、事前点検を行つておるという指摘がございます。同協会において事前点検を受けたものについて特別優遇扱いをされてい

の、膨大な量を扱わなければならぬという背景があるかと思います。したがいまして、それによつて、膨大な量を扱わなければならぬといつて背離があるかと思います。したがいまして、それによつて、膨大な量を扱わなければならぬといつて背離がありますが、この人管事務の合理化という要なのではないか、その一環としてそのようなことが暗に行われてしまつたということを思うわけですがあります。そこで、この人管事務の合理化といつて法務省サイドからも積極的に取り組むことにによって、ビザ等々、サービスを受ける側がより楽になる、そのような点も講じていただきたい。予算措置が必要であれば、そのような前向きの建設的な対応もこれから検討していただきたいことをお願いいたしております。

時間がなくなつてきましたので、きょうの本題であります、通常マンション法と言われる問題について御質問させていただきたいと思います。

今回の阪神・淡路大震災、大変多くの方が亡くな

國りたいと考えておりますので、この団体の目的が実現されるならば入管行政にとつても有意義であると考え、これまでこの協会の求めに応じまして必要な助言等を行つてきたものと承知しています。また、事前点検を受け、申請書類に不備のないものにつきましては、審査期間が短時間で済む等の実態はございましたが、同協会は一民間団体でございまして、法的に特別の地位、権限を有しているものではありませんので、審査上特別の便宜を与えていたものではございません。

ただ、いずれにいたしましても、この団体の性格や実績を重視し過ぎたということはございます。したがいまして、今後は他の団体等と全く同一に取り扱う所存でございます。

のではないかという疑問がこの報道からもされるわけであります、この事前点検についてお答えいただきたいと思います。

○塙田政府委員 御指摘いたしました団体は、公益法人ではなくて民間団体でございますけれども、私ども、外国人芸能人招聘業者の質的向上を

至つて私もおりますので、調査をし、その改める指示とともに、当然処分等についても考えていかなければならぬと考えております。

○齊藤(斗)委員 今司法界というのは、いろいろな事件が発生する中で、国民の目が大変厳しい状況にあつて、私どもみずから襟を正すといふこと、これを最優先になされなければならないというふうに思っています。ぜひ、私どもの法の鏡でありますところでござりますので、一段の厳しい対応で、このよくな事態が起らぬないように臨んでいただきたいというふうに思います。

関連して、次に、業者協会では、入管に提出する書類の事前点検、こういうような表現を使われておるわけであります、事前点検を行つておるという指摘がございます。同協会において事前点検を受けたものについて特別優遇扱いをされてい

なられました。心からお悔やみ申し上げ、また數え切れないほどの方が被災をされたわけであります。お見舞い申し上げ、一日も早い復興と復旧を願つてゐるところでございます。

その中の一環として、そのようなマン・ションにお住まいの方が、壊れてしまつた、そしてそれを建て直すにはどうしたらいいか、それぞれの権利を主張し合つたのではなかなかうまく前へ進まない、こういうような背景の中でこのようなマンションの関連する被災区分所有建物のこの法律が準備されたわけであります。

さいますが、そういう支援策を得て再建をするというためのいわば基礎を与えるものとして、全国の同意が必要であるということを緩和して、この特別の多数決議でその多数の関係者の意思調整をすることができるということにしようとするものでございまして、いわばいろいろな施策を実施していくための基礎を与えるものである、そういう意味で再建に寄与するものであるというふうに考えております。

○斎藤(斗)委員 そうしますと、一人でも反対者がいた場合物事が進まない、そういう事態は避けなければならない、こういうようなものでございまして、いわばいろいろな施策を実施していくための基礎を与えるものである、そういう意味で再建に寄与するものであるというふうに考えております。

さらに、決議が乱用されるということを防止する観点から、決議をしたにもかわらずその日から二年以内に再建の工事に着手しないというよなときには、一たん買い取られた者がまた改めてその権利の買い戻しをしてもとの共有関係に戻ることができるという措置も講じております。さらに、分割請求の制限におきましても、政令施行の日から一ヶ月間の考慮期間を設けておりました。また、再建の決議ができるないという顕著な事由がある場合には分割請求ができるというよう規定も設けております。

このように、反対者の権利が不當に抑えられ

てだけではなくて職権でも留保決定を取り消すことができるということになつてゐるわけです。それから、この決定に対しても不服申し立てができない点で大変厳しい処置になるわけですね。そこで、債務超過、支払い不能も債務超過が前提になるわけですけれども、特にこの破産の留保についてこれが変更される、あるいはそれが認められないことになる支払い不能ですね、これはどういう場合に支払い不能となるのか、その判断の基準といいますか、そういうものがあつたら具体的にお示しいただきたいと思います。

おいて、この法律は「被災地の健全な復興を図ることを目的」とされていますが、この注のように「被災地の復旧に資するのか。また、した区分所有建物、分譲マンション等であります。この再建に資金面を含めてさまざまな問題がある」というふうに聞いております。この法律は、建にどういう形で役立つのか、國民にわかにどのように御答弁いただきたいと思います。

に資する新しい法律を用意したというふうに理解してよろしいわけでございますね。

次に、今回の法律で、分譲マンションが全壊した場合、多数決で建物の再建をすることができるとしておりますが、他方、これに反対する人々との権利の保護という立場も重要視しなければならないわけでございます。この観点から、この法律ではどのような手当でがされておるのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

ことのないように十分な配慮をしているつもりでございます。

○齊藤(斗)委員 時間が参りました。終わります。

○金子委員長 佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 短時間でございますので、法人破産、会社の最低資本金特例法に絞って尋ねをしたいと存じます。

今度の震災に関して、法務省、さまざま御配慮の上で今度の特例措置を考えられてこの辺に見えまして、この御方に対する不安な

この法律案は、大規模な災害によって凶画所存建物の全部が滅失した場合に、政令施行の日から三年以内に敷地の共有者等が集会を開いて、この法律で定めております議決権の五分の四以上という多数決で建物の再建を実現することができるということにしておるわけございまして、これによつて全壊した建物の再建を容易にして、司法の面から被災地の健全な復興に寄与しようというものでござります。

○済農政策委員会
いわゆる分譲マンションが全国で
した場合には、一般的には法律上敷地の共有関係
になるわけでございますが、極めて重要な財産で
あります土地の所有権の問題でございますので、
御指摘のとおり、多数決によって再建するとい
場合にも、これに反対する少数の人の権利の保護
ということにも十分な配慮が必要でございます。
そこで、この法律はそういった観点から、まず
もつてこの多数決要件を五分の四という現行に本

案を提出された。その御努力に心して敬意を表したいと思います。

まず第一条関係ですけれども、債務超過法人、債務超過というのと法人にとつては破産原因にたどりつくわけですから、しかし、今度の債務超過になつた原因が今回の震災によるものだということが明らかな法人については、自己破産の申し立てなどかかるいは支払い不能のある場合を除いては、破産宣告を留保する決定をすることができると思

とてもござりますか。債務超過の状況に陥つておられましても、融資を受ける道があるとか、あるいはまたこれから業務を継続しあるいは仕事を継続して、その得られる収入で支払つていける見通しがあるとか、そういう場合は、そういうことで弁済していく能力があれば支払い不能とはならないと、いうことでございまして、融資を受けたり、あるいはこれからのお仕事で払つていくこともできなくなる、そういう状況になつた状態が支払い不能といふことになります。

御指摘いたしましたとおり、マンションの再建に当たりましては、まだ残っている建物の撤去、あるいは残っている抵当権等との調整、それから、何よりもまず新しく建てるという資金の調達、そういうふた非常に大きなさまざまな問題があるわけですが、この法律はこれらの問題のうちの権利者間の権利関係の調整ということを目的とした法律でございます。

ります建てかえの場合と同じ非常に重要な要件
わば圧倒的な多数の賛成があるということを要件としております。

たということで、法人の再建を期するという配慮をさうしたことだらうと思ひます。私は、これは大変適切な処置であろうと思うですが、そこでこの内容について、特に第一条の二項で、裁判所が破産については決定をするわけすけれども、裁判所は法人が支払い不能となつときは破産宣告をしなければならないことになつわけですね。それからまた、破産の宣告を保留するき事情について変更があつたとき、これは申し

う状態であるというふうに考えております。
○佐々木(秀)委員 そこで、債務超過の原因が、
今回の場合には、阪神・淡路大震災によるものな
んだという条件がなければならないわけですね。
一方、これは後でお尋ねするわけですけれども、
会社の最低資本金の制限に関する特例措置、この
場合には、これは震災当時に震災地域内に登記さ
れた本店が所在している株式会社、有限会社に限
るわけですね。こっちの第一条の方の破産宣告の
立たたれ二三でるべ

といったものが必要であろう。そういう基本的機能に対する制約ということに配慮いたしまして、一ヶ月程度のいわゆる周知期間というものをおきることにした次第でございます。

○枝野委員 その猶予期間も含めて大変よく配慮していただいた条項だと思いますが、これに関連してもう一点、ここでただし書きで分割請求ができる場合というのを二点書かれております。

このうち、「五分の一」を超える議決権を有する敷地共有者等が分割の請求をする場合、これについては今の御説明のとおり、五分の一が分割請求をするということは、逆に言えば五分の四の建設の決議をすることができないと認められる顕著な事由がある場合、これについては具体的にはどのような場合を想定されているのか、御説明をお願いいたします。

○濱崎政府委員 これは、三年間決議をすることができるということにあわせまして、三年間は原則として分割請求を制限することにしたわけでございますが、三年間というのは相当長い期間でございます。したがいまして、どう考えても、だれが見てもその五分の四の多数の賛成が得られそうもないという状況にあるにもかかわらず、三年間はそういう基本的権能を抑え付けるということであります。しかし、あるかというところから、今申しますように、どう見ても再建の決議をすることができる見込みがないと認められるような、そういう具体的に言えば、一度再建の集会を開いたけれども、それが全然賛成者が足りない形で否決されてしまつた、その反対者数とか議事の進行の状況などから、あるいはあと残りの期間だと、そういうものを考えてこれはもはやその可能性はほとんどない、極めて少ないと認められるような場合が考えられようかと思います。

計をとっているのかとお尋ねしたんですが、そういう統計は出していないということでしたので、どの程度、債務超過を理由として申し立てがされた場合、救済しているこの法案が施行された場合に、実際救済できる企業というのは本当に出でたのかどうか。

先ほど佐々木先生の方から、支払い不能と債務超過はどう違うんだ、マルクマールはどうなんだという御質問がございまして、民事局長の方から、現時点また将来的にももう支払いができないんだというのが支払い不能だ、現時点では債務の方が多いけれども、融資を受けたりそういうことに超えて何とか立ち直りができるような場合が債務超過だというお話をございましたけれども、この法案では、裁判所、裁判官が最終的には判断するようになつていると思うんです。

そのあたり、現在の神戸の方の事情としては、銀行の方の扱いのまでもれませんが、地震が原因で不渡りになつた場合には、その旨記載して、銀行の方でお互い返還の手続をしているということです、不渡り処分の報告書とか、取引停止の報告書に載せないような配慮を今現実にはしているといふことなんですが、そういう事実も裁判所の方では判断されて、この場合は債務超過の範囲に入っているんだというふうなことをこの法案というのはそもそも予想をされているんでしようか。そのあたりはどういうふうにお考えになつてているんでしょうか。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、一般に債権者からの破産申し立てが債務超過を理由としてされるということは、それほど多くないであろうと私ども推測しております。

したがって、今回の立法をしなければどんどん債務超過を理由とする破産の申し立てがされるとということは、それほど多くないであろうと私はそれがさられる場合もあるであろうし、そういう状態であれば、やはりそういう状態に至つては申し立てがされることは考えておりませんけれども、しかしながら、そういうことも、場合によつては申し立てがされることはあります。

とりましては、安んじて復旧に専念することがで

きない、場合によつては破産の申し立てがいわば濫用的に使われて、それをおどしにして特定の優位な地位を確保しようとする、そういう破産の申立てもある様子に聞いております。

そこで、支払い不能の判断の問題でございま

すけれども、今委員御指摘のように、手形交換所の取り扱い、非常に柔軟な取り扱いがされておるということは私どもも聞いておりますし、また、中小企業に対する融資の面でもいろいろな施策が講じられつつあるわけでございます。そういううえで、当然、これは支払い不能の状態には至つてないという判断がされることになるだろうと、そういうふうに思つております。

○富田委員 次に、最低資本金制度に関する経過措置の特例についてお尋ねしますが、この法案の対象企業が「大阪府及び兵庫県の区域内に登記された本店が所在していた株式会社及び有限会社」とされておりまして、震災の影響を受けない企業までが救済措置の対象になつてしまつというふうに思われるんですが、これは他の地域の企業との公平を失することになりますませんか。その点はどのようにお考えでしょうか。

○濱崎政府委員 今回この地域に本店のある社につきまして猶予期限を猶予することといったしま

た趣旨は、これは、そういう被災地を営業の本拠地とする会社にとっては、当面は営業活動の正常化ということで仕切らせていただくほかはない、

そのため、これはやはりある区域内に本店があるといふことで仕切らせていただくほかはない、

た、そういうことで、これはそういう形で一律の取り扱いをさせていただくほかはない、

で、御了解いただきたいと思います。

○富田委員 あと、本来、平成八年三月三十一日までたた最低資本金に関する猶予期間を平成九年三月三十一日まで一年間延長するというふうに法典ではなつてゐるんですが、今回の震災で、企

業の存立基盤を揺らいでいるような中小企業が本当に多いと思うんですね。こういう企業が一年間だけ延長していただいて、あと二年、約二年と

いうことになりますけれども、その二年で本当に資本金の上積みが可能なんだろうか。

そもそも最低資本金制度の改正があつたのは平成一年だと思いますが、この商法改正の際に五年間の猶予期間を設けたという趣旨は、そのぐら

いの期間があれば、一千万、三百万に至つていないうふうに思つたような企業が、あと二年でそこまで到達できるのかなという、ちょっと不安もあるんじゃないかななど思つんですね。この一年猶予を設けたというのは大変いことだと思つんですね。が、この一年で本当に大丈夫なんだろうかという

ものでございまして、猶予期間が満了しても最低資本金基準を満たすあるいは組織変更等の措置を講じない会社は解散したものとみなさるという一律

の取り扱いをする問題でござりますので、同じ区域内にある会社の間で最低資本金の基準が異なる、あるいは解散とみなされる時期が異なる

ておりますと、これはまた取引先等の関係でもむしろ混乱を生ずるおそれがあるのではないか、そういう債権者の利益を害するおそれもあるのではないか、こういう点を考慮いたしまして、これはやはりある区域内に本店があ

るということで仕切らせていただくほかはない、

た、そういうことで、これはそういう形で一律の取り扱いをさせていただくほかはない、

で、御了解いただきたいと思います。

○富田委員 あと、本来、平成八年三月三十一日までたた最低資本金に関する猶予期間を平成九年三月三十一日まで一年間延長するというふうに法典ではなつてゐるんですが、今回の震災で、企

業の存立基盤を揺らいでいるような中小企業が本当に多いと思うんですね。こういう企業が一年間だけ延長していただいて、あと二年、約二年と

いうことになりますけれども、その二年で本当に資本金の上積みが可能なんだろうか。

そもそも最低資本金制度の改正があつたのは平成一年だと思いますが、この商法改正の際に五年間の猶予期間を設けたという趣旨は、そのぐら

いの期間があれば、一千万、三百万に至つていな

い企業でも、一生懸命努力して、上積みしてもらえるだろうということで設けられた猶予期間だと

思うんですね。

そうしますと、今回の震災で、もう全く何もな

くなつてしまつたような企業が、あと二年でそこまで到達できるのかなという、ちょっと不安もあるんじゃないかななど思つんですね。この一年猶予を設けたというのは大変いことだと思つんですね。が、この一年で本当に大丈夫なんだろうかとい

うと思います。

○濱崎政府委員 今回この地域に本店のある社につきまして猶予期限を猶予することといったしま

た趣旨は、これは、そういう被災地を営業の本拠地とする会社にとっては、当面は営業活動の正常化ということで仕切らせていただくほかはない、

た、そういうことで、これはやはりある区域内に本店があ

るということで仕切らせていただくほかはない、

た、そういうことで、これはそういう形で一律の取り扱いをさせていただくほかはない、

で、御了解いただきたいと思います。

○富田委員 あと、本来、平成八年三月三十一日までたた最低資本金に関する猶予期間を平成九年三月三十一日まで一年間延長するというふうに法典ではなつてゐるんですが、今回の震災で、企

業の存立基盤を揺らいでいるような中小企業が本当に多いと思うんですね。こういう企業が一年間だけ延長していただいて、あと二年、約二年と

いうことになりますけれども、その二年で本当に資本金の上積みが可能なんだろうか。

そもそも最低資本金制度の改正があつたのは平成一年だと思いますが、この商法改正の際に五年間の猶予期間を設けたという趣旨は、そのぐら

いの期間があれば、一千万、三百万に至つていな

い企業でも、一生懸命努力して、上積みしてもらえるだろうということで設けられた猶予期間だと

思うんですね。

そうしますと、今回の震災で、もう全く何もな

くなつてしまつたような企業が、あと二年でそこまで到達できるのかなという、ちょっと不安もあるんじゃないかななど思つんですね。この一年猶予を設けたというのは大変いことだと思つんですね。が、この一年で本当に大丈夫なんだろうかとい

とによって会社を続けていくことができるといふ措置も講じられていくところです」とさいます。

○富田委員 ちょっとこの関係で大蔵省にお尋ねいたしますが、最低資本金の経過措置の特例を除いて、最低資本金を満たすまでの利益の資本組み入れに係るみなし配当の非課税措置とか、増資登記等に係る登録免許税の軽減措置がとられておりましたが、この適用期限も、この法案が成立することによって一年間の延長措置はとられる予定なのでしょうか。

さえちょっと厳しいのではないか、もう少し建てる
かえを容易にしてほしいというような要求があつ
たと思います。

今回、特にこういう震災の中で、その五分の四
の同意を取りつけるのはほとんど不可能なのでは
ないかと。この五分の四、本来、全部同意から五
分の四の同意まで、五分の四以上の同意というと
ころまでこの法案でされるですから、それで
ある程度容易になるというふうに思いますし、先
ほどの局長の御答弁で、いろいろな施策の基礎を
与える法案なんだというお話をしたので、ああ、

でございますが、御指摘のとおり、現在の建てかえについても、それから新しく立法する特別法についても五分の四では厳し過ぎるからもう少し緩和すべきではないかという意見もございました。しかしながら、やはりこれは私権の相互間の調整の問題でございますので、どうしても少数者の権利ということを考えなければなりません。

それからまた、建てかえにしろあるいは全壊した場合の再建にしろ、やはりこれは非常に大きな費用を要するものでございますので、例えばこれを大幅に緩和して、過半数というようなことにし

いうことで、やはり建てかえの事例までいったと
いうのがなかなかないのじやないかなと思いま
す。

私の弁護士の先輩で、まだ司法試験に受かる前
からマンションの協同組合の理事長をやられてお
りまして、これは絶対建てかえが必要だといふこ
とで、かなり建てかえ資金の積み立てに積極的な
方がいらっしゃいまして、弁護士になられて十年
ぐらいたって、建てかえというときに、かなり強
力的に指導力を發揮して、積み立てていた資金が
相當になつたのでできたという事例を教えていた

今回の阪神・淡路大震災による被害が、広範な地域にわたり、同時にかつ大量・集中的に発生したこと等を踏まえまして、私どももいたしましては、臨時異例の、かつ税制上の対応として、できる限りの措置を講ずるという考え方のもとに、御指摘の内容も踏まえまして、そうした内容を含んだ法案を検討しているところでございます。

具体的には、今先生御指摘の、商法の関連の法律が一年延長されるとということを受けまして、最も低資本金を満たすまでの利益の資本組み入れに係るみなし配当の所得税の非課税措置及び増資登記に係る登録免許税の軽減措置につきまして、その適用期限を平成九年三月三十一日まで一年間延長しようとするものでございます。

○濱町政府委員 御案内のとおり、現行区分所有法が出てきたとは思うのですけれども、今この状況で、その五分の四が、これまでの老朽建物の建てかえの際の状況と同じような状況下にあるのかなというふうな素朴な疑問を持つているのですが、その点については法務省の方はどうにお考えなのでしょうか。

えまして、五分の四という基準を維持させていた
だいたいわけです。

確かに、その五分の四の賛成者を形成するまで
はなかなか大変な御苦労があるうと思います。区
分所有者で大変御苦労をいたたく必要があると思
いますし、建てかえ、再建という大事業につきま
しては、やはり専門の業者、専門家というもののが

容積率の見直し等がないと、実際にこの同意が得られても、資金的などところでとんざしてしまうんじゃないかなと思われるのですが、建設省の方では、こういう法案ができるということに当たつて、建ぺい率や容積率の見直し等は検討されてござられたのでしょうか、その点をお聞かせいただきたい。○岡本説明員 建築基準法におきましては、例え

こうした措置を盛り込んだ関連法案でございまして、それが、今国会にできる限り早急に提出するよう、現在、準備作業を進めているところでございます。
○富田委員 それでは、被災区分所有建物の再建築等に関する特別措置法案について何点かお尋ねいたします。
先ほども枝野委員の方から、五分の四の同意取扱いつけというのではなく、かなり難しいのじゃないかとう御質問がございました。本来の建物の建てかえのほうも五分の四でできるというような規定に、全部滅失の場合でもできる限り建てかえがしやすいようについてということで、その五分の四の数字というのが出てきたのだと思うのですけれども、そもそも、本来の建物建てかえの方の五分の四の数字で

法の五分の四の多数決による建てかえという制度は、昭和五十八年の区分所有法の改正で、それまでは全員の合意がなければどうにもならなかつたものをそういうことにしていただけでござります。そのときは、私どもの内部、あるいは法制審議会の審議、あるいは国会の議論でも五分の四といふのはきつ過ぎるという御意見もございましたし、他方、五分の四でも、まだもう少し高いハーフドルにすべきだというような御意見もございまして。そういうことの中で、実現可能性のある数字だから、五分の四といふ多数決議要件になつたわけでございます。

助言といったようなこともどうしても必要になつてこようと思います。建設省の方でもいろいろ、公団、公社等の積極的参加というようなことも検討されているように伺つております。そういう専門業者、専門家の力添えもいただいて、その合意形成に御尽力をいただくということを期待して、る次第でございます。

○畠田委員 今の御答弁の中にもありましたけれども、この法案が成立しても、実際に再建するに当たってはやはり資金問題がごく専門として立ちはだかると思うのですね。質問に当たつて、法務省や建設省の方にこれまでのマンションの建てかえ事例をどのぐらい掌握されているのかお伺いしたのですが、具体的な数字は承知していないと

ば敷地の中に公開空地を設けますような、それとも市街地環境の整備改善に資するプロジェクトに対しまして、容積率等を緩和する総合設計制度という制度を設けてございます。

具体的に申しますと、住宅の部分が全体の四分の一以上、こういったようなプロジェクトにつきまして、通常の容積率に対しまして一・七五倍、三〇〇%増し、これを限度としまして、公開空地の面積に応じまして割り増しをする、こういった内容になつてございます。それから、防火地域内に該当しますが、こういう場合の建ぺい率につきましては、最高一割緩和するというような制度がございます。

第一類第三号 法務委員會議録第四号 平成七年三月十五日

御指摘のように、土地利用につきまして、その有効利用を図るということは大変重要であると考えております。こうした観点から、先ほど申し上げましたような特例措置を的確かつ積極的に運用するよう今後関係地方公共団体を指導してまいりたいと考えております。

この二法案とは離れるのですが、実は二月の末に日本司法書士会連合会の方から何点かにわたり陳情を受けまして、この大震災に当たって、司法書士さんの専門的な立場からこういう点を検討してもらえないかという陳情がございました。その点に関しまして何点か御質問させていただきたいと思います。

陳情の中で一番問題にされたのが、登記証の再発行制度というものを何とか考えてもららざるを得ないだろうかという点でございました。震災で倒壊したり焼失してしまった家屋が相当数に上るわけですが、その被災者の方たちは家財道具と一緒に登記済証、いわゆる権利証をなくしてしまった。この権利証は、有価証券のように権利を化体するものではありませんから、登記を受けたといふ事実を証明するだけのものですから、なくしても実際に所有権を失うとかそういうことはないといふのはわかっているのですけれども、実際に被災に遭われた方々の立場に立つと、そういうわけにはいかない。司法書士さんやあるいは弁護士さんが被災地で相談に当たって、いや、大丈夫ですよと幾ら説明してもなかなか一般の方は納得されない。自分の土地、自分のものの権利証なんだから何でもう一回もらえないんだ、そんなプロの説明を聞いてもなかなか納得できないんだというような思いがかなりあるようになります。

また、ダブルローンになるけれども、建物をもう一回建て直そうというようなときに、権利証を見せてくださいと言わされたときにどうすればいいんだというような素朴な質問もあるようあります。

打ち合わせをされたようですが、保証書の制度が
あるんだから、その制度に乗つていただきたいと
いうような回答だった。権利の設定や移転が必要
になった場合には、権利証がなくとも法務局に登
記したことのある成人二名が保証人としてその物
件の所有者であることを証明すれば権利の設定、
移転が可能になるわけですね。

法の改正があつて、本来は、もともとは同じ法
務局の管轄内に登記されている方二名だったの
が、全国どこでもよくなつたということで、この
保証書の制度は利用しやすくなつたと思うので
す。この利用しやすくなつたのがなかなか、般に
知られていないみたいでして、今回の報道を見ま
すと、まだ同じ法務局内に二人の保証人を見つけ
てこなければだめなんだというような、ほとんど
そういうふうな記事になつております。法務省さ
んの方に具体的に尋ねていないんだなと思うので
すが、何かを見て書かれたのかと思うのですけれ
ども、一般の人を見たら、その中でまた探さなければ
ならないということになると、皆さん被災さ
れていますので、これは本当に大変だと思います。

実際にこれまで保証書での権利の移転というの
を私も弁護士時代に何度かやりましたけれども、
保証人さんを探すのが本当に大変なんですね。何
でそんなになるのかという説明をすることも大
変ですし、なつていただける方がいても、実際に
ただでやつてくれないと、何らかの金錢が必要
になつてしまつというような実情もあるようで、
本当に保証人を見つけるのが難しい。

そういうことを考えますと、今回、神戸地域と
いうことで被災地域は限定されているわけです
し、大震災によって登記済証がなくなつてしま
たんだという、原因もはつきりしているわけです
から、特例として登記済証の再交付の制度を何と
ありますけれども、登記簿に今回の震災によつて
重に転々流通する可能性があるということで、そ
うなると権利の保全ができないくなるという心配も
ありますけれども、登記簿に今回の震災によつて
再交付したんだというような記載をするとか、二二

重の転々流通の部分に關しては防止措置がとれる
んじやないかと思うのですが、その点について法
務省の方はどのようにお考えでしようか。
○濱崎政府委員 委員既に全容を御案内で、今
話の中で尽きていると思うわけですが、登記済証
を再発行するということになりますと、どうして
も災害でなくされたということを確認する手続、
あるいはもう既に交付済みの登記済証を失効させ
るための手続、そのために重い手続を考えるとす
れば、民事訴訟法による除権判決の手続に似たよ
うな手続を設けなければならないかというような
複雑な問題がござりますので、今御説明ございま
した現行の保証書制度と比べてかえつて当事者に
負担を負わせることになるのではないか。そういう
ことでございますので、現在のところ、これま
でも御説明してまいりましたとおり、保証書制度
の適正な運用ということでやっていく方がよろし
いのではないかというふうに考えているところで
す。

ただ、今委員から御指摘がありましたような當
事者の安心という面、ごもっともなところがある
ように思いますけれども、この点につきましては、
これまでも司法書士会あるいは法務局での相談で
制度の趣旨を登記をした人にわかつてもらうよう
な努力をしてきたつもりでござりますけれども、
御指摘をいただいて、改めてその点、特に登記し
た者の権利は登記簿自体によって公証されている
んだということ、それから保証人は、その登記所
に登記した者でなくとも、どこでも登記したこと
がある人であればいいというようなこと、そう
いったことをそういう方々に十分理解していただ
くための広報活動ということについては、一層努
めていかなければならぬなどいうふうに思ってお
ります。

○富田委員 そのような広報活動は一生懸命して
いただきたいと思うのですけれども、本来保証
書の制度自体にもかなり問題があるんじゃないか
など僕は思っています。

実際に訴訟を担当したこともあるのですが、保

証書を悪用して当事者本人が知らないうちに権利の移転とか、そういうこともできる、やろうと思えばできなくもない。保証人が二名、本人であることを間違いないといふ証明書を出して、本人確認のはがきが参りますね、その本人確認のはがきを盗用したりして実際に権利の移転がされたというような事件を担当したことなどございます。

そういうことから考へると、その保証書の制度が本人の権利保全にとってパーソナルな大事だというふうにはとても思えませんので、そういう点も考慮をしていただいて、再交付制度について今後の検討課題にしていただければと思います。

続きまして、滅失登記の点について、我が党の冬柴理事の方から、一月七日の当委員会で、職権発動をもう少し積極的にされたらどうだというよう御質問がありまして、民事局長の方からも今生懸命調査しているというような御回答がされておりました。この点について、一ヶ月ぐらいたつたわけですから、滅失登記の積極的な職権発動ということがどの程度今検討課題となつて、どのぐらいの調査が進んでいるのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○ 漢崎政府委員 今回の震災による滅失登記につきましては、冬柴委員の御質問に対しても御答弁したところがござりますが、できるだけ被災者の負担が軽くなる方法について検討しているところでございます。

その中で中心になりますのは、今御指摘のありました職権で滅失の登記をするということをございます。ただ、職権で滅失の登記をするということになりますと、これはやはり外形的に滅失状態が明確であること、それから、その建物の特定ということについて全く問題がないというようなことと、そういうことを考えなければなりませんので、今回の震災によって滅失したと認められるすべての建物についてということはなかなか難しいのでないか。

現在、なお引き続き調査中ということでございますけれども、滅失した建物の分布状況、どうい

不正があつたのではないか、あるいは財産の隠匿や一部の債権者に対する一部優先弁済が行われているのではないか、そういうことを破産管財人の調査を通じてやはり明らかにしなければならない、そういうことで利害関係人としての債権者のかいわゆる破産の申し立て制度というのがあるんだと思うのですね、いわゆる整理的な部分として。

今回これが凍結をされるという状況になるのですが、この法案をつくるに当たって、この部分の債権者の視点というのはどういうふうに配慮されておられるのか、この点をまずお伺いをしたいと思います。

○濱崎政府委員 今申されました、債権者の側からする債務超過を理由とする破産の申し立ての視点という御指摘、まことにもともとあります。そういう点もあるわけでございますけれども、他方、本次被災によつて一時的に債務超過の状態に至つたという状態でそういう申し立てがされるということになりますと、裁判所としては、債務超過と認めれば、事情のいかんにかかわらず破産宣告をせざるを得ない、しなければならないということになるわけでござりますので、やはり、そういう債権者の立場と、それから今回被災によつて債務超過に陥つた法人の立ち直りの機会を確保するということとの均衡上ということを考えまして、これは後者の方を今回の震災の実態にかんがみて優先すべきであるという判断で、このような立案をさせていただいたわけあります。

なお、今御指摘のありました、債務者たる会社の取締役等がいろいろ債権者の利益を害する観点からの不正、不当な行為をやつしているというようござります。したがいまして、財産の散逸のおそれが非常に著しいといったような悪質な事案に

対しましては、破産宣告前の保全処分、これは発動できないわけではございませんので、そういう特別に悪質な事案に対してもそういうことによつて対応することも可能であるというふうに考えております。

○倉田委員 私は、債権者による破産の申し立てというのが、今言つた本来債権者が必要とする場合というのは、そんなに実際上は、確かに例もない、そんなに多くはないんだろうと思うのですね。實際には、債権者による破産の申し立てが、いわゆる再建をしようとする会社を困惑させる目的で、あるいはその一部に、自分のところが有利に債権回収を図る目的で、債権者による申し立てがいわゆる不正に、不當に使われているケースも多々あるんだろうと思うのです。

そういう意味では、今回の震災に関する事業再建ができるだけ手助けをするという意味で、この措置をとられることは評価すべきことなんだと思いますが、一方で、法の視点からいえば、そういう必要がある債権者の視点もあり得るわけでしょうから、ぜひその点も御判断の中に入れていただけたら、こう思います。

そこで、これは既に質問も出しておりますが、もう一度確認の意味で、今回の法案は、「阪神・淡路大震災による被害により」債務超過に陥つた法人、この「被害により」の解釈は、既に出ておりました質問の中で、法人の所在地が被災地域内ではなくても、例えば北海道に本社があり、あるいは熊本に本社があつたとしても、いわゆる因果関係の問題ですけれども、阪神・淡路大震災の関連によって債務超過に陥つた場合も、これは解釈として当てはまるんだろうと思うのです。

例えば、今回の被災地、ケミカルシューズをたくさんつくつておつて、それが実際つくれなくなつた。そこから品物を熊本のお店が仕入れていて、広く販売をしていたんだけれども、その品物超過に至つた、これも阪神・淡路大震災による債務超過に陥つた場合を、これは解釈として当てはまります。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、今回の法案は、いわば震災被害によって債務超過になつたということをございますので、震災被害と債務超過に陥つたこととの相当因果関係の問題でございます。したがいまして、その相当因果関係があるかどうかということは、個々の事案ごとに裁判所が判断される問題でございます。

御指摘がございましたように、どこに本店があるかということは関係がないことでございまして、例えば、事務所や工場、あるいは倉庫が震災によって損傷を受けて資産が減少したという場合も入るわけでござりますし、あるいは取引関連会社が倒産をして、それに対する債権の回収が不可能になつたというようなことによって債務超過になつた場合も含むわけござります。

ケミカルシューズの例がございましたけれども、これは具体的に相当因果関係の範囲内かどうか、それは個別の事案によって変わってくるかと思いますが、そういう相当因果関係の判断の問題でござります。

○倉田委員 今お答えいただきましたように、この被災地の会社がもう支払い不能で倒産をした、そこに債権があつて、結局回収できなくて超過に至つた、そういうことはやはり全国至るところに出てくる可能性はあると思うのですね。

あくまでも相当因果関係の範囲内であろうかと思ひますけれども、こういう特別立法、ある意味では被災地だけの法律ではないのか、こういうふうに思われる部分もありますので、これは、先ほど大臣御答弁をいただきました、いわゆる広報、周知徹底の問題、特に大臣の御答弁では、兵庫、から全部滅失ではないよと、単純にこう言えるか部滅失なのか、この解釈の基準というのは結構皆さん心配をされておられるのだと思うのです。そ

れは、建物が半分残つていても、半分残つていても、現場の問題として、この建物は一部滅失なのかな。そうしますと、私はこれから運用、解釈の中で一つ大きな問題になるのは、一部滅失なのか全部滅失なのか。確かに、一部滅失でもそれは区分所有法の現行法でいくのであって、その内容は今回の特別法でいくのであって、その内容においては変わりないのだろうと思うのですが、等の特別措置、こちらの方について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、今回の法案は、区分所有法に規定をされない全部滅失についての特例措置でございまして。そうしますと、私はこれから運用、解釈の場合は今回の特別法でいくのであって、その内容等の特別措置、こちらの方について何点かお伺いをしたいと思います。

○倉田委員 それでは次に、区分所有建物の再建等の特別措置について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、今回の法案は、区分所有法に規定をされない全部滅失についての特例措置でございまして。そうしますと、私はこれから運用、解釈の場合は今回の特別法でいくのであって、その内容等の特別措置、こちらの方について何点かお伺いをしたいと思います。

○前田国務大臣 御指摘のとおり、この震災の因果関係によって被害を受け債務超過となつた法

いわゆる残骸が残っていて、残骸ということはおかしいかもしれませんけれども、骨格が残っていても、やはり取り壊さなければだめだということになればそれは全部滅失ということに私はなるのだろうと思うのです。

そこで、一部滅失と全部滅失の大体基本的な基準、そして、ではこの建物が使えるのか使えないのかという基準になったときに、ある人はこれは使えるよと言う、ある人はもうこれは取り壊さないと使えないよ、こう言う。そこは、まさに建物のケース・バイ・ケース、いろいろあるのだろうと思うのだけれども、できる限りで、今法務省の立場でどういう判断基準をお考えになつておられるのか、お答え可能な限りで、できるだけ明確にお答えを願えればと思います。

○濱崎政府委員 全部が滅失しているのか一部滅失にすぎないのか、これは、その区分については大方今委員がおっしゃったようなことに尽きるのではないかというふうに思つております。

さらに敷衍して申し上げますれば、要するに建

物が一部損失している、あるいは大幅に損壊している状況の中で、これをもとに復旧して使う、建物として使う、などが、これは物理的のみならず、社会的、経済的観点から考えても考えられることなのであるかどうかということによつて判定されるべき問題であろうと思つております。

もちろん、今御指摘のありましたように、客觀的理的に建物の形骸が残つておりますても、これは物體的な基準というのではなくか難しいわけでござりますけれども、これはやはり素人の判断としては大変難しいことかと思ひますけれども、やはりその判断というのは専門家の判断というものによっておるという運用にならざるを得ない問題であろうと思つております。

事者が任意に選んだ専門家の判断を伺うといふことで、おのずから関係者の了解というものができていくのではないかかというふうに思つております。

〔委員長退席、中島（洋）委員長代理着席〕

○倉田委員　今回の法案が、区分所有法には全部滅失の場合が規定されていないから結局民法的一般原則に戻れば全員の同意が要る、それはとても大変だということで、滅失の場合についても再建しやすいようにということで五分の四ということを設けられた。基本は、マンション等にしても、できるだけスムーズに居住をされておられる方々が再建できるものであれば、いろいろな問題はあるのだと思いますけれども、資金であるとか関係者の同意であるとかいろいろな問題ありますようけれども、何とかもとの住環境に帰していただきたい、こういうことなのだろうと思うのです。

そういう意味からすれば、でき得る限り話し合ひはするのだけれども、話し合いをする中でトラブルというのかそういうものが少なく、できるだけ話が何とかまとまつていくようについて思ひも込められているのだろうと私は思うわけです。

ただ、例えば今回の区分所有の権利・持ち分権にしてもあるいは所有権にしても、持つておられたら、しかし震災で、例えば全部滅失の場合にお亡くなりになつておられる方もおる。そうすると、当然相続の問題が起つてくる。あるいは、五分の四以外の五分の一の人たち、なかなか話し合ひがまとまらなくて、もうこれは譲渡してしまおうということで譲渡をしてしまう。そうすると、五

それに、新たに第三者の方々がこの利害関係の中に入り込んでくる可能性も非常にあり得るのだろうと思うのです。そうすると、それは必然的にそうなってしまう場合もやむを得ないことだけれども、逆に、いわば病理的なということを申しますか、こういうトラブルに介入をしてひとつ利権、もうけてやろうではないか、こういうことも予測されないわけではない。

例えば、じや私がともかく、お金に困っているのだからその権利を私に売りなさい、私が買つてあげるからということでそこの再建の関係者の中に入り込んで、本当に再建をするそういう人たちの中に入つていって、いかにもうまいように言いいながら、最終的にはまた高く売り抜けてしまうような、こういう混乱の中ですから、そういうトラブルというのですか、紛争、第三者の不当な介入によつて逆に紛争がますます長引いてしまう、あるいは解決しにくくなつてしまふ、私はそういうこともあり得るのではないかということを心配をいたしておりますが、その点について法務省は何か対策なりお考えなりござりますでしょうか。

○濱崎政府委員 これは委員に申し上げるまでもないことでございましょうけれども、やはりそういう状態になつた区分所有者の中には、もうこうなつた以上は権利を譲渡して幾ばくかでもお金にかえて別の再建の道を図りたいという方も少なくないと思われますので、そういう方々は自由に第三に譲渡していくだくという道、それを閉ざすわけにはまいらないだろうと思います。

そういう譲渡がされれば、その譲渡を受けた人が再建の決議をすべきメンバーになつてそこの中を参画してくるということになるわけでございまが、そういうものの中にいわば悪質な人が入つてきいろいろな混乱を生じさせる、あるいは利得を得ようとするというような行動、これは全く

心配がないかといいますと、こういう複雑な権利関係でござりますので、ないわけではないわけでございます。

ただ、これはやはり私どもの法律というのは当事者間の権利関係の調整ということをございまして、積極的にこの建てかえに私ども法務省当局が介入してどうこうするということができる問題ではないわけでございます。

そういう多數の適正な意思形成がうまくやつていただけるようにということについては、弁護士さんを始めいろいろな建築関係の専門家とか、そういう方々の適切な助言ということ、あるいは先ほども申しましてけれども、公的なあるいは私的な開発専門業者がいろいろ入ってきて助言をするというようなこと、そういう運用の中で、そういう人々によって、生ずる混乱を排除して実施していくだくということに期待しているところでござりますが、私どもとしてもそういう問題について、今次震災の地域が限られた問題でございますので、十分注視して関心を持っていきたい、また、必要に応じて、私どもとして考えるべきことがあれば考えるという態度で臨んでいきたいというふうに考えております。

○會田委員 お答えいただきましたとおり、私的自治ということが基本でございますので、無用、不当な介入は基本的にはやるべきではない。しかし、こうしたトラブルが起こることについてもやはり何らか考えておかなければいけないだろう、その意味で申し上げさせていただいた次第でござります。

そこで、次に、第三者者が介入をしてくる、あるいは自分は再建ではなくてこの権利を買つてもらおうということになれば、いわゆるその評価が問題になると思うのですね。これは時価で基本的に買つたり売つたりということになるのだろうと思うのですが、その時価というのは、どういう基準で、だれが評価をするのか。それはいかがでしょうか。

えの場合の売り渡し請求の場合でも使われているわけでございますし、民法ではあちこちで使われているわけでございますが、これは法律的に言えば、その時点におけるそのものの客観的取引価格ということです。

これは、第一次的には当事者の協議で定められるということです。しかし、実際にはそういう評価の専門家の助言あるいは鑑定意見、そういうことによって決定されいくものだというふうに思っております。また、最終的には、法律的に言えば、それについて争いがあれば訴訟の場で裁判所によって判断されるということでござりますけれども、実際問題はそういう専門家の助言、鑑定意見等によって定まつていくものではないかというふうに思っております。

○倉田委員 それでは、これはちょっと確認の意味でお答えいただければと思うのですが、よく分

譲マンション等々の登記簿謄本を見ますと、大体敷地利用権とかそういう形で、敷地利用権分の

何みたいな形で登記してある場合が多うございま

す。その敷地利用権というのは、御説明いただき

た、あるいは私の理解によれば、土地が所有権で

あればいわゆる所有共有持ち分、建つてある土地

が借地権であれば借地権の要件ということ、そ

うことでいいのかどうか、それをちょっと確認

の意味で聞かせていただきますが、簡単にお答え

いただけれどと思ひます。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、一般的には所

有権の共有持分ということです。しかし、借

地権である地上権または賃借権の準共有持分と

いう場合がこれには含まれるわけでございます。

○倉田委員 そうしますと、担保権との関係でい

けば、これはもう時間がなくなりましたので問題

点の指摘だけにとどめさせていただきたいと思ひ

ますが、敷地権が所有権の共有である場合につい

ては担保権は敷地権にも残つていいくけれども、下

の建物が賃借権の場合は債権ですから担保権が消

えてしまふ、そういう状況になつていくわけです

ね。

それでは、時間も参りましたので、質問を少しやつたのですが、最後に、いわゆる区分所有法と民法の一般原則、その間に今回の法律、こういうことになるわけです。今回の法律はあくまでも大いに評価の専門家の助言あるいは鑑定意見、そういうことによって決定されいくものだというふうに思っております。また、最終的には、法律的に言えば、それについて争いがあれば訴訟の場で裁判所によって判断されるということでござりますけれども、実際問題はそういう専門家の助言、鑑定意見等によって定まつていくものではないかというふうに思っております。

○倉田委員 それでは、これはちょっと確認の意味でお答えいただければと思うのですが、よく分

譲マンション等々の登記簿謄本を見ますと、大体敷地利用権とかそういう形で、敷地利用権分の

何みたいな形で登記してある場合が多うございま

す。その敷地利用権というのは、御説明いただき

た、あるいは私の理解によれば、土地が所有権で

あればいわゆる所有共有持ち分、建つてある土地

が借地権であれば借地権の要件ということ、そ

うことでいいのかどうか、それをちょっと確認

の意味で聞かせていただきますが、簡単にお答え

いただけれどと思ひます。

○中島(洋)委員長代理退席、委員長着席

政策の問題にならうかと思うのですけれども、私

はもうこの点も、この部分も見直すべきではないか

うか、こう思つておるわけでございますが、こ

の点について大臣の御所見をちょっとお伺いでき

ればと思います。

○前田国務大臣 今回の大規模な災害によって地

域全体の多くの区分所有建物が滅失したとい

いわば特殊な状況下における法的措置でございま

すが、先生御質問の、例えば火事などで区分所有

建物のある一棟のみが滅失したといった場合と

いうことになりますが、その前提条件といいますか、別個の配慮が必要になる、局地的、局所的なもの

であろう、こう解釈をしておりまして、火事など

いうことが適当であろう、現在はそう考えてお

るところです。

○金子委員長 言葉を続行いたします。正森成二君。

○金子委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○金子委員長 質疑を続行いたします。正森成二君。

○正森委員 私は、まず最初に、阪神・淡路大震

災に伴う法人の破産宣告の問題について伺いま

す。

○金子委員長 質疑を続行いたします。正森成二君。

○正森委員 私は、まず最初に、阪神・淡路大震

災に伴う法人の破産宣告の問題について伺いま

す。

○正森委員 実質的に違うものでないと言われ

る、そのとおりだと思いますけれども、しかし、

したがつて、実質において違うものであるとい

うふうには考えておらないところです。

わけではもちろんございません。債務超過に陥つておるかどうかという審理自体を留保してストップするということにならうと思います。

それならなお、三項におきまして、留保決定をした後に第一項に規定する事情についての変更があつたときは、申し立てまたは職権で決定を取り消すことができるとなつておりますが、その事由の一つといたしまして、債務超過に至つていなかつたことはつきりしたという場合もこの事情の変更といふうに考えておりますので、その場合には、留保決定を取り消して申し立て自体を退けるということも可能である、そういうように考えております。

○正森委員 最高裁判來ておられますか。——伺いたいと思いますが、本日の新聞によりますと、大阪地裁の堺支部の判事補が「震災対策に裁判所が殲破る時」という見出で、「論壇」に投書をしております。それで、この内容は、やはり広い意味では本法案に關係がありますし、裁判所がどう対処するかという司法行政的な問題を含んでおりま

すので、全部ではありませんが、そのうちの一、三点について質問させていただきます。

この投書をした判事補は、裁判所の現場では人とのように感じられる風潮がないではない、今度の震災の対応についてそういう思想を述べた上で、裁判所法二十八条の一項には「特別の事情」というのがあるけれども、これを彈力的に解して、大阪高裁管外から職務代行を認めるなど工夫をして全国から裁判官を工面すべきではないかとか、あるいは、まず研修裁判官を一部でも引き揚げてはどうだろか、これは現在東京で官庁や民間企業に裁判官が研修目的で派遣されている、それをこの緊急事態で引き揚げてはどうかという提言をされておられるのですね。まず、この点についてどうお考えになるか。

それから、短い時間で結構ですが、現在研修裁

による事件増に伴う裁判所の体制づくりについてでございますが、最高裁判所といたしましては、震災直後から、関東大震災の例を参考にしながら、大阪高裁とも協議して鋭意検討しているところでございます。

関東大震災の例によりますと、調停事件が大幅に増加したところでございまして、最高裁といたしましては、今後の事件の動向を見ながら適時適切に対応できるようにしたいという検討をやっておりまして、現在のところそれほど多くの申し立てがされている状況ではございませんが、必要が生じた場合には直ちに対応できるようにするため、委員御指摘の大坂高裁管外からの職務代行の発令の点を含めまして、検討を整えつつあるという状況でございます。

委員御指摘のように、裁判所の現場におられる方についてはあるいはそういう検討の状況を知らない方もおるかと思いますが、そういう状況でありますので、協力態勢はかなりできているという点は御理解いただきたいと思います。この事件直後には、周辺の高裁から応援に行きたいという申し出も最高裁判所の方にございまして、現在のところ、事件があふえた場合には直ちに行けるようになりますので、協力態勢はかなりできています。

なお、裁判官で外部で研修している者について

でございますが、民間会社に長期ということで、一年でございますが、研修のために行っている者が四名ございます。そのほか、各省庁に研修を兼ねて出向している者が十四名という状況でございます。

○正森委員 それから、被災地裁判所職員ですね。これは恐らく兼務で発令されるのだと思うのですが、この前もちょっと伺いましたが、当該職員等の間から、兼務ではもの仕事がやはり残るので何とかしてくれないか。この投書した裁判官はOB活用や外部委託も必要かもしれない、司法に関することを安易に外部に委託しますと問題があるが、この前もちょっと伺いましたが、当該職員等

こともあり得るかもしないし、あるいは臨時に増員とかそういうことの提言がここにあるのですか、その点はどう考えておられますか。

○涌井最高裁判所長官代理者 事件の増加がどの程度になるかという見通しがなかなか難しうございます。ただ、我々の方としては、最悪の事態が生じた場合にもそれに対応できるだけの人的な態勢はとつておこうという、場合によりましては、生じた場合には直ちに対応できるようにするため、委員御指摘の大坂高裁管外からの職務代行の発令の点を含めまして、検討を整えつつあるといふ状況でございます。

委員御指摘のように、裁判所の現場におられる方についてはあるいはそういう検討の状況を知らない方もおるかと思いますが、そういう状況でありますので、協力態勢はかなりできているという状況でございます。

○正森委員 それでは、区分所有建物の再建に関する問題について質問をさせていただきたいと思います。

それで、今同僚委員がいろいろお聞きになりま

すが、今度は、全壊した場合に五分の四の多数で再建についていろいろできるということの場合に、残る五分の一の権利がどうなるのかという質問がございまして、民事局長からお答えになりました。だから、重複するのは省きたいと思いますが、お答えは、主として法律的にこういう対策が立てられておるよということなんですね。

それは結構なことなんですが、私などが政治家として現地で聞きましたら、それは建てかえをし

少いかがわしい者がおつて、そういう者が主導権を持つということになります。

それで、建設省来ておられますか。——では、大蔵省も関係するかもしれません、まず建設省が考えることが必要だと思うわけであります。住宅金融公庫等について、例えば貸付限度額を引き上げるとか、金利を多少下げるとかということは新聞紙上でも拝見いたしました。

それで、きょう特に伺いたいのは、特定優良賃貸住宅等について供給を促進するために、今度の震災についてやはり一定の対策をとつておられる世間一般に知られておりませんので、少し詳しく説明していただきたいと思います。

○坂田説明員 御説明申し上げます。

特定優良賃貸住宅供給促進事業、これは優良な賃貸住宅を建設する場合に、土地所有者等に対して建設費でありますとか家賃の補助を行う制度でございますが、これを、兵庫県または大阪府共団体による建設費の補助率を従来の三分の二から五分の四へ引き上げる、それから建設戸数の要件を従来の十戸から五戸へ引き下げるというよう

な拡充措置を講じまして、支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○正森委員 今簡略に言われましたが、三分の二を五分の四というものは、国が三分の一から五分の二へ、それから地方公共団体が三分の一から五分の二へだから、合わせて三分の二が五分の四になる、

この二つが合算して五分の四になります。

これが必ずしも法務省の管轄でないということは、特に法務大臣に申し上げておきたいのですが、

これが必ずしも法務省の管轄でないということは、わかっておりますが、政治家として、法務省がこ

資金力を持つておる多数の人はいいかも知れないけれども、それのない少数の人の権利が事実上侵害される場合があり得るということを御理解いただいて、建設省なり大蔵省に、閣議で問題になつたときに御配慮を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○前田国務大臣 先生御指摘のとおりでございま

して、この法律も基本的な法律関係を定めるといふことでございますので、実質効果を上げるには建設省あるいは大蔵省の御協力なくしてあり得ないことをございまして、今日までもその方向で建設省あるいは大蔵省が取り組んでいただいているますが、なお引き続き私どもも努力をしてまいりたいと思っております。

○正森委員 時間が参りましたので、最後ですが、本日の朝刊にその点の参考としてこういう記事が載っているのです。

これは朝日新聞ですが、「兵庫県は、「定期借地権を利用したマンション建て替え支援制度」を創設する方針を打ち出した。住民は敷地を県の住宅供給公社にいったん売却したうえで、その敷地について公社との間に五十年の定期借地権契約を締結。土地の売却代金を建て替え費用に充てるという構想だ。」こうしますと、資金は何とかできるのですが、今まででは所有者だったのだけれども、土地については逆に定期借地権者になる。五十年たてば——五十年先のことですからどうなるかわかりませんが、引き払わなければならないという制約はあります。資金面の相当部分は解決できるわけです。

それからもう一つ。ある大学教授は、「住宅地区改良事業の適用を」ということで、「収用権限を与えられた市区町村が被災マンションを不良住宅と認定し、区分所有権を買収して撤去する。跡地に改良住宅を建設して、元の居住者に賃貸に出そう」という事業である。補助率が高く、家賃も低廉に抑えられる。」という提言をしておられるのです。それで、これは建設省の管轄だと思いますが、

こういう提言について、大蔵省と相談して、資金面の手当てを含めて考慮をする必要があるのじやないかと思いますが、いかがですか。

○坂田説明員 御提言のありましたいろいろな事項につきまして、被災マンションの建てかえ種々のケースがあるうかと思います。定期借地権を活用する、あるいは住宅地区改良事業等で対応する、いろいろなケースが出てくると思いますので、今

のところは、融資面でありますとか優良建築物等の整備事業の補助制度の拡充、それから県、市と連携いたしました分譲マンションの復興相談センターなどの整備をいたしておりますので、相談に幅広く感じてまいりたいと思います。

それからいろいろなケースにつきましては、

公的住宅等による生活支援策もあわせまして、必

要に応じまして、公団でありますとか公社でありますとか、そういう公的主体による建てかえ事業の積極的な協力でありますとか、実態に即した支援方策を検討してまいりたいと考えております。

○正森委員 終わります。

○金子委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○金子委員長 次回は、来る二十八日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

〔報告書は附録に掲載〕

お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

の決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

5 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十一条第二項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、第一項に規定する日までの間、同項本文の法人については適用しない。

（株式会社及び有限会社の最低資本金の制限に関する経過措置の特例）

第一条 平成七年一月十七日において大阪府及び兵庫県の区域内に登記された本店が所在している株式会社及び有限会社についての商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第五条第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「この法律の施行後五年間」とあるのは、「この法律の施行後六年間」とする。

兵庫県の区域内に登記された本店が所在している株式会社及び有限会社についての商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第五条第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「この法律の施行後五年間」とあるのは、「この法律の施行後六年間」とする。

第二条 平成九年一月十六日までに登記された本店が所在していた株式会社及び兵庫県の区域内に登記された本店が所在していた株式会社及び

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、被災した会社その他の法人等の存立に資するため、当該被害により債務超過となつた法人について、当該宣告を一定期間留保する等の特例並びに

第一條 阪神・淡路大震災による被害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなつた法人に対しては、平成九年一月十六日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。

裁判所は、法人に対して破産の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に對して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職權で、そ

第一條 この法律は、大規模な火災、震災その他の災害により滅失した区分所有建物の再建等を容易にし、もつて被災地の健全な復興に資する

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

（目的）

第一條 この法律は、被災区分所有建物の再建等を容易にし、もつて被災地の健全な復興に資する

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○金子委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成七年三月二十三日印刷

平成七年三月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F